

愛媛県県民文化会館利用料金減免に関する取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、愛媛県県民文化会館管理条例（平成17年愛媛県条例第71号。以下「条例」という。）第13条及び愛媛県県民文化会館管理規程第11条の規定に基づき、指定管理者えひめ文化振興コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）が行う、愛媛県県民文化会館（以下「会館」という。）の利用料金の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(承認基準)

第2条 コンソーシアムが利用料金を減免する場合及びその額の基準は、別記のとおりとする。

(減免申込)

第3条 前条に規定する利用料金の減免を受けようとするものは、利用料金減免申込書（様式第1号）にコンソーシアムが必要と認める資料を添付して申し込むものとする。
2 前項の申込内容に変更があった場合は、速やかに届け出るものとする。

(減免手続き)

第4条 コンソーシアムは、利用料金の減免を適当と認めたときは、愛媛県県民文化会館利用料金減免承認書（様式第2号）を発行するものとする。

(料金の計算)

第5条 減免する額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(承認の取消)

第6条 コンソーシアムは、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により承認を受けたとき。
- (2) 第2条の承認基準に該当しなくなったとき。
- (3) その他、承認することが不適當となったとき。

(その他)

第7条 コンソーシアムは、前条第1号の規定により承認を取り消した者に対しては、新たな減免申込を拒否することができる。

(規則の変更)

第8条 この規則の変更については、愛媛県と協議のうえ、コンソーシアム代表団体代表（以下「代表」という。）が行う。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、公益財団法人愛媛県文化振興財団の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別記（第2条関係）

利用料金を減免する場合及び減免する額

第1 条例第13条第1号に規定するときは、次の表の左欄に掲げるときとし、それぞれ同表の右欄に定める額を免ずる。

区分	減免の額
県主催の芸術文化行事	メインホール ㄗ サブホール ㄗ 全額免除 真珠の間 ㄗ の3施設の利用料金 ㄗ
財団又はコンソーシアム主催の芸術文化行事	施設の利用料金全額免除

第2 条例第13条第2号に規定するときは、次の表の左欄に掲げるときとし、それぞれ同表の右欄に定める額を免ずる。

区分	減免の額
ボランティア活動を促進するための公の施設の使用料等減免規則（平成15年愛媛県規則第50号）第4条に規定する「いーよポイントとの引換え	1件の利用料金の10%以内 （ただし、附属設備及び備品の利用料金は除く。） 1いーよポイントにつき100円
NHK 松山放送局又は愛媛県文化協会の分野別正会員（流派団体は除く。）の主催で、県が共催を認めた行事	メインホール ㄗ ㄗ 入場料が有料の場合 サブホール ㄗ ㄗ 50%減免 真珠の間 ㄗ ㄗ 入場料が無料の場合 の3施設の利用料金 ㄗ ㄗ 全額免除 （ただし、附属設備及び備品の利用料金は除く。）
その他知事が必要と認めた行事	知事の認める額

第3 条例第13条第3号に規定するときは、次の表の左欄に掲げるときとし、それぞれ同表の右欄に定める額を免ずる。

区分	減免の額
財団又はコンソーシアムが共催を認めた行事で、特に必要と認めたもの。	施設の利用料金全額免除
会館レストラン事業者が一括して飲食の提供を行う場合	真珠の間、会議室の準備・整理のために利用する場合の料金のうち、開演前30分及び終演後30分を除く時間の利用料金免除
その他、他の利用者との間の均衡を失しない範囲内で、コンソーシアムが特に必要と認めた行事	個々の事例ごとに県と協議のうえ、代表が決定する。

備考

- 「1件の利用料金」とは、当該行事で利用する施設（附属設備及び備品の利用は除く。）全体の利用料金をいう。
- 県が共催を認めた行事の場合の減免については、県との共催を証する文書の写しを、減免申込書に添付すること。